

定 款

第一章 総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 障害児相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人りんどう信濃会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、主として経済的に困窮する障がい者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県駒ヶ根市赤穂16398番地152に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員13名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会には議長をおき、議長はその都度評議員の互選で定める。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上12名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、7名を業務執行理事とすることができる。

4 監事については、あらかじめ補欠監事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、2箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要であると認めたときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事に欠員が生じたときは、補欠監事を充て、その任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第23条 この法人の拠点区分ごとに、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第24条 各拠点区分の運営協議会の委員は、7名以上10名以内とする。

(運営協議会の委員の選任)

第25条 各拠点区分の運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
- (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第26条 法人が第24条に定める定数を変更しようとするときは、当該拠点区分の運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第27条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第28条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第六章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 定期預金 1,000千円
 - (2) 土地 別表1による。
 - (3) 建物 別表2による。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う

施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び各拠点区分事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、各拠点区分事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び各拠点区分事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第八章 解散

(解 散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人りんどう信濃会の掲示場に掲示するとともに、官報又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の当初の役員は、次とおりとす。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中原	嘉之吉
理 事	吉沢	康道
	〃	下島 美寛
	〃	気賀沢秀夫
	〃	沢山 孟彦
	〃	沢柳 春雄
	〃	清水 修治
監 事	中城	正
	〃	柴宮 禎雄

2 この定款は、法人の認可の日（昭和53年7月31日）から実施する。
（法人登記日 昭和53年8月11日）

3 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

4 この定款は、令和元年6月21日から施行する。

5 この定款は、令和3年6月25日から施行する。

定款第34条による別表1（基本財産の土地）

（単位）㎡

所在地	登記簿面積	計	備考
駒ヶ根市赤穂 16397 番 16 " 赤穂 16397 番 69	5,133.40 174.28	5,307.68	駒ヶ根悠生寮
安曇野市穂高牧 1840 番 2 " 穂高牧 1840 番 3 " 穂高牧 1863 番 2 " 穂高牧 1869 番 2 " 穂高牧 1864 番 7	9,940.10 248.56 1,035.00 981.00 45.00	12,249.66	穂高悠生寮
上田市大字諏訪形字東山 1834 番 4 " 大字諏訪形字菖蒲沢 1668 番 6	15,000.00 16.00	15,016.00	上田悠生寮
上田市上塩尻字北側 19 番地 " 上塩尻字南側 91 番 4 " 上塩尻字 " 104 番 2	184.13 274.61 3.95	462.69	グループホーム 「ゆうゆう」
下伊那郡喬木村 16910 番 1 " 喬木村 16903 番	8,837.24 3,558.00	12,395.24	喬木悠生寮
諏訪郡原村字塩水 9221 番 " 原村字塩水 9220 番 " 原村字塩水 9227 番 " 原村字塩水 9221 番 2 " 原村字塩水 9223 番 " 原村字居沢 8318 番 1 " 原村字居沢 8318 番 2 " 原村字前沢 9207 番 8 " 原村字原山 17399 番 " 原村字塩水 9221 番 3	3,888.00 961.00 1,291.00 56.11 1,186.00 212.00 204.00 4,103.00 902.00 36.22	12,839.33	はらむら悠生寮
グループホーム 「あかり」 諏訪郡原村字家続 13417 番 2	621.00 470.00	1,091.00	グループホーム 「あかり」
グループホーム 「悠楽」 諏訪郡原村字居沢 8326 番	575	575	グループホーム 「悠 楽」
須坂市大字米子字宮久保 7 番 1 " 大字米子字宮久保 1 番 2 " 大字米子字宮久保 9 番 1 " 大字米子字寺内 21 番 1 " 大字米子字寺内 21 番 3 " 大字米子字寺内 34 番 2 " 大字米子字寺内 43 番 1 " 大字米子字宮ノ原 139 番 2 " 大字米子字宮久保 1 番 6 " 大字米子字宮久保 1 番 7 " 大字米子字宮久保 1 番 8 " 大字米子字宮久保 1 番 9 " 大字米子字宮久保 7 番 2 " 大字米子字寺内 34 番 11 " 大字米子字宮ノ原 145 番 21	4,359.95 398.37 1,082.04 167.52 2,033.43 1,550.21 2,383.59 379.90 13.90 53.45 63.69 144.51 10.92 40.59 22.93	12,705.00	須坂悠生寮
須坂市臥竜 6 丁目 3 番 443	165.16	165.16	グループホーム「南原の家」

（次ページに続く）

所在地	登記簿面積	計	備考
駒ヶ根市東伊那 926 番 2 " 東伊那 927 番 2	475.85 504.01	979.86	グループホーム 「かしの木の家」
土地合計		73,786.62	

定款第 3 4 条による別表 2 (基本財産の建物)

(単位) m²

所在地	登記簿面積	計	備考
駒ヶ根市赤穂 16398 番地 152 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1 階 57.55 2 階 108.14	165.69	法人本部
駒ヶ根市赤穂 16397 番地 16 鉄骨造ルーフィング、亜鉛メッキ鋼板葺	1 階 1,593.07 2 階 102.00 地階 66.00	2,336.48	駒ヶ根悠生寮
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 (新棟)	1 階 246.20 2 階 237.30		
駒ヶ根市赤穂 16398 番地 152 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建の内自立訓練棟	91.91		
安曇野市穂高牧 1840 番地 2 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	1,715.99	2,024.85	穂高悠生寮
鉄筋鉄骨コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1 階 59.62 2 階 59.62		
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	110.13		
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 (作業棟)	79.49		
上田市諏訪形字東山 1834 番地 4 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1 階 259.20 2 階 1,673.82	2,081.9	上田悠生寮
木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	69.39		
木造平屋建 (作業棟)	79.49		
下伊那郡喬木村 16910 番地 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	1,956.24	2,377.22	喬木悠生寮
下伊那郡喬木村 16910 番地 1 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建「和の家」	74.52		
木造合金メッキ鋼板葺平屋建「通所部」	125.87		
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建「作業棟」	162.21		
木造スレート平屋建「木工作業室」	33.12		
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	25.26		
諏訪郡原村 9221 番地 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	2,033.55	2,500.38	はらむら悠生寮
諏訪郡原村前沢 9207 番地 8 鉄骨平屋建「地域交流ホーム」	147.37		
諏訪郡原村字原山 17399 番地 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建「作業棟」	125.73		
諏訪郡原村塩水 9223 番地 木造合金メッキ鋼板葺平屋建 通所部 けやき	193.73		
須坂市大字米子字宮久保 7 番地 1 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	2,082.60	2,270.16	須坂悠生寮
須坂市大字米子字寺内 43 番地 1 木造合金メッキ鋼板葺平屋建 地域交流ホーム	187.56		

(次ページに続く)

所在地	登記簿面積	計	備考
上田市上塩尻字南側 91 番地 (北側 19 番地) 木造瓦葺 2 階建	1 階 2 階 89.27 66.04	155.31	グループホーム 「ゆうゆう」
須坂市臥竜 6 丁目 3 番 443 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1 階 2 階 63.48 63.48	126.96	グループホーム 「南原の家」
駒ヶ根市赤穂 2373 番地 4 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1 階 2 階 104.34 71.63	175.97	グループホーム 「五十鈴の家」
諏訪郡原村字家統 13417 番地 1 木造合金メッキ鋼板葺平屋建	149.60	149.60	グループホーム 「あかり」
上田市諏訪形字西ノ森 1490 番 13 木造合金メッキ鋼板葺平屋建	250.41	250.41	グループホーム 「いこい」
諏訪郡原村字居沢 8326 番 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	205.47	205.47	グループホーム 「悠楽」
駒ヶ根市東伊那 926 番地 2、927 番地 2 鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平屋建	372.56	372.56	グループホーム 「かしの木の家」
建 物 合 計		15,192.96	